平成２６年（家）第３８４号
本籍岐阜県羽島市堀津町2336番地、最後の住所不明
不在者　橋本　秀子
昭和11年12月20日生
平成27年１月30日失踪宣告審判確定
高松家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第７８５号
本籍福岡県糸島市高田260番地、最後の住所福岡県前原市高田１丁目７番12―201号
不在者　藤田　隆男
昭和22年５月２日生
平成27年２月３日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第３４９号
本籍沖縄県糸満市字糸満100番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　大城　政俊
昭和２年10月９日生
平成27年１月31日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第７９号
広島県呉市海岸４丁目９番15号
債務者　株式会社フれンズ
代表者代表取締役　原田　肇
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　浩生
4　破産債権の届出期間　平成27年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１７号
兵庫県相生市旭３丁目９番９号
債務者　有限会社寺本商店
代表者代表取締役　寺本　正治
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　恒徳
4　破産債権の届出期間　平成27年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３１号
兵庫県姫路市古二階町98番地
債務者　坪田糸株式会社
代表者代表取締役　坪田健太郎
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅尾　英文
4　破産債権の届出期間　平成27年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１１８号
札幌市白石区平和通17丁目南１番16号　ロードリバー403号
債務者　佐々木秀男
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八代眞由美
4　破産債権の届出期間　平成27年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０６号
沖縄県那覇市壺屋１丁目４番４号　島袋アパート202
債務者　関　幸子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西端　裕子
4　破産債権の届出期間　平成27年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４０７号
沖縄県那覇市古島１丁目６番地５　仲村アパート202
債務者　関　樹也
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西端　裕子
4　破産債権の届出期間　平成27年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２０号
神奈川県小田原市久野2457番地の５
債務者　橋本　五郎
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　暁子
4　破産債権の届出期間　平成27年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８３号
札幌市東区北22条東23丁目９番28―702号
債務者　鈴木　直也
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　亮
4　破産債権の届出期間　平成27年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午後３時
6　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６０３号
愛知県春日井市藤山台１―４―１　藤山台団地108号棟207号室、住民票上の住所愛知県春日井市東野町２丁目９番地12
債務者　宮崎　惠子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　葉子
4　破産債権の届出期間　平成27年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７号
盛岡市本町通３丁目５番29号　カサブランカＳ202号、旧住所盛岡市玉山区寺林字平森67番地２
債務者　高橋　博
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　順平
4　破産債権の届出期間　平成27年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１１３号
北海道北広島市大曲柏葉５丁目４番地３
債務者　小野寺徹洋
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　絢子
4　破産債権の届出期間　平成27年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６号
京都府宇治市槇島町落合43番地の10　グリーンタウン槇島207棟104号
債務者　鈴木　裕
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田眞佐子
4　破産債権の届出期間　平成27年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係